

証券コード 6184
2026年4月9日
(電子提供措置の開始日2026年4月2日)

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目14番1号
株式会社鎌倉新書
代表取締役会長CEO 清水 祐孝

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上のご下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.kamakura-net.co.jp/ir/library/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年4月23日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年4月24日（金曜日）午前10時
(受付開始時刻 午前9時30分)
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル2F
ベルサール八重洲 A+B+Cルーム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第42期（2025年2月1日から2026年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第42期（2025年2月1日から2026年1月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 信託を用いたインセンティブ制度の導入及び新株予約権を発行する件
- 第6号議案 取締役に対する信託からの新株予約権の付与による報酬枠決定の件
以上

〇当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〇当社は法令及び定款第18条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、連結注記表及び個別注記表はインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求された株主に交付する書面に記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、当社ウェブサイトに掲載した連結注記表及び個別注記表を含んでおります。

〇電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット等上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を記載させていただきます。

〇総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

株主様との懇話会のご案内

本株主総会終了後、同会場にて株主様との懇話会を開催することを予定しております。株主総会とあわせて、ぜひご出席賜りますよう、ご案内申し上げます。

＜決議ご通知及び株主通信の掲載のお知らせ＞

当社では、昨今のインターネット等やスマートフォンの普及及び地球環境への配慮の観点から、「定時株主総会決議ご通知」は当社ウェブサイト（<https://www.kamakura-net.co.jp/ir/library/meeting/>）への掲載のみとし、紙面による発行は取りやめております。

これにともない、「株主通信」につきましても、当社ウェブサイトにて開示させていただきます。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解をいただきますとともに、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

● 決議ご通知



● 株主通信

『Business Report』



上記二次元バーコードを読み取り、アクセスをお願いいたします。

議決権行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限

2026年4月23日(木曜日)
午後6時30分到着分まで



インターネットによる議決権行使

パソコンをご利用の方は、議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただくことで議決権を行使できます。詳細は次頁のご案内をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことで議決権を行使できます。詳細は同封の「『スマート行使』の使い方」をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

行使期限

2026年4月23日(木曜日)
午後6時30分行使分まで

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくと共に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2026年4月24日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時30分)

① ご注意事項

※書面(議決権行使書)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとしてお取扱いたします。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてお取扱いたします。

※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いたします。

※当社では、定款第16条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

機関投資家の皆様へ

株式会社 ICJ が運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

●インターネットによる議決権行使について●

パソコン等による方法



行使期限

2026年4月23日(木曜日)
午後6時30分行使分まで

パソコン等から、議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただける方は【次へすすむ】ボタンをクリックしてください。
- 画面を離れる場合は、Webブラウザを閉じてください。

次へすすむ

<その他のご案内>

- 送届ご通知等の電子配信ご利用のお届出の確定手続きをご入力をクリックしてください。
- 送届ご通知の電子配信を行っている期間をご所轄の方で、すでにご登録いただいているメールアドレスなどの変更・電子配信の停止を希望する場合は、[こちらからお問い合わせください。](#)

「次へすすむ」をクリックしてください。

②ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード:

ログイン 閉じる

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従って
ご入力ください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

その他のご照会

- 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社宛てにお問い合わせください。
- 証券代行会社に口座のない株主様

議決権行使について

☎ 0120-652-031 (9:00 ~ 21:00)

☎ 0120-782-031 (土日休日を除く9:00~17:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来の企業成長と経営基盤の強化のための内部留保を確保し、株主に継続的に配当を行うことを基本方針としております。

第42期の期末配当につきましては、以下の内容といたしたく、ご承認をお願いするものであります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当（会社法454条1項2号）に関する事項及びその総額
 - ① 当社普通株式1株につき金 20.0円
 - ② 配当総額 823,899,440円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2026年4月27日

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

当社及び子会社の事業の現状に則し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 7. （条文省略） （新設） （新設） （新設） 8. ～ 34. （条文省略）	（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 7. （現行どおり） <u>8. 職業紹介事業</u> <u>9. 人事測定および教育訓練事業</u> <u>10. 新規就業等支援事業</u> 11. ～ 37. （現行どおり）

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。本議案において監査等委員である取締役を除いた取締役を以下単に「取締役」といいます。）全員（4名）は任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である指名報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、本人の経歴等を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。また監査等委員会においても検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位	2025年度取締役会出席状況	在任年数
1	再任	し みず ひろ たか 清 水 祐 孝	当社代表取締役会長CEO	15/15回 (100%)	31年
2	再任	こ ばやし ふみ お 小 林 史 生	当社代表取締役社長COO	15/15回 (100%)	8年
3	再任	よ こ くに ひこ 余 語 邦 彦	当社社外取締役	15/15回 (100%)	6年
4	再任	たま き あきら 玉 木 彰	当社社外取締役	11/11回 (100%)	1年

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	し みず ひろ たか 清水 祐 孝 (1963年1月24日)	1986年4月 国際証券株式会社入社 1990年1月 当社入社 1995年6月 当社取締役 2002年3月 当社代表取締役社長 2013年12月 公益財団法人つなぐいのち基金理事 2016年2月 当社執行役員 2017年9月 当社代表取締役会長 2019年2月 当社代表取締役社長 2019年2月 株式会社ハウスポートクラブ取締役 2019年4月 当社代表取締役社長兼会長CEO 2019年5月 公益財団法人つなぐいのち基金代表理事 2019年9月 株式会社アックスコンサルティング取締役 2020年4月 当社代表取締役会長CEO(現任) 2022年2月 公益財団法人つなぐいのち基金理事(現任) 2022年4月 内部監査室 管掌(現任) 2023年6月 株式会社エイジプラス取締役 2024年11月 ベル少額短期保険株式会社取締役(現任)	11,383,944株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>清水祐孝氏は、2002年3月より最高経営責任者として、経営の指揮及び監督を適切に行い、終活業界を牽引してまいりました。また、豊富な業務経験及び経営全般に関する高い知見と能力を有しております。</p> <p>以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	こ ぼやし ふみ お 小 林 史 生 (1974年2月15日)	1998年4月 日産トレーディング株式会社 入社 2000年8月 楽天株式会社入社 2008年10月 米国 LinkShare Corporation (現Rakuten Marketing) Vice President 2011年4月 米国 Rakuten.com President 2017年6月 当社入社 当社執行役員 2018年4月 当社取締役 2019年2月 株式会社ハウスポートクラブ 取締役(現任) 2019年4月 当社代表取締役COO 2020年4月 当社代表取締役社長COO (現任) 2021年8月 株式会社エイジプラス取締役 (現任) 2023年6月 株式会社エイジプラス代表取 締役 2024年9月 株式会社鎌倉新書ライフパー トナーズ取締役(現任) 2024年11月 ベル少額短期保険株式会社取 締役(現任) 2025年4月 事業部門、プロダクト開発部 門、コーポレート部門 管掌 (現任)	120,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>小林史生氏は、2018年4月に当社取締役、そして2019年4月より当社代表取締役を務め、経営トップとしての手腕を発揮しております。また、豊富な業務経験及び経営全般に関する高い知見と能力を有しております。</p> <p>以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式数
3	<p style="text-align: center;">よ ぐ くに ひこ 余 語 邦 彦 (1956年11月11日)</p>	<p>1983年4月 科学技術庁 原子力局政策課入 庁</p> <p>1990年12月 マッキンゼー・アンド・カンパ ニー・インク・ジャパン入社</p> <p>2000年5月 株式会社光通信取締役副社長 (c o - C E O)</p> <p>2003年8月 株式会社産業再生機構執行役員</p> <p>2004年5月 カネボウ化粧品株式会社取締役 兼代表執行役会長・最高経営責 任者 (C E O)</p> <p>2006年6月 アルゼ株式会社代表取締役・最 高経営責任者 (C E O)</p> <p>2008年4月 ビジネス・ブレイクスルー大学 大学院教授 (現任)</p> <p>2012年2月 大阪市・大阪府特別顧問</p> <p>2020年4月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2022年12月 一般社団法人日本ライフパート ナーズ協会理事(現任)</p>	29,200株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p>余語邦彦氏は、2020年4月より当社社外取締役を務め、社外取締役として経営全般に対する助言並びに当社組織及び事業に対する多角的な見地からの助言を行っております。また、豊富な業務経験及び経営全般に関する高い知見と能力を有しております。同氏には、複数の上場会社の経営に携わった長年の豊富な経験と幅広い見識に基づく多角的な見地からの助言により、当社事業の収益強化に貢献されることを期待しております。</p> <p>以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式数
4	たま き あきら 玉 木 彰 (1978年7月11日)	2002年4月 防衛庁入庁 2005年9月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社(現PwCコンサルティング合同会社)入社 2009年9月 株式会社ベイクalent・コンサルティング入社 2010年8月 株式会社経営共創基盤(現株式会社IGPIグループ)入社 2021年10月 同社マネージングディレクター(現任) 2025年4月 当社社外取締役(現任)	一株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p>玉木彰氏は、コンサルタントとして長年にわたり経営改革、事業戦略分野に携わり、経営全般に関する高い知見と能力を有しております。また、コンサルティングならびに業務執行にかかる豊富な経験に基づく助言により、当社の中期経営計画にかかる遅延や障害を未然に検知・排除し、円滑かつ着実に計画を実行することによる当社事業の収益強化に貢献されることを期待しております。</p> <p>以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 余語邦彦氏及び玉木彰氏は社外取締役候補者であります。
3. 余語邦彦氏の選任が承認された場合には、同氏は、引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
4. 余語邦彦氏は2020年4月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、本総会終結の時をもって6年間であります。
5. 玉木彰氏は2025年4月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、本総会終結の時をもって1年間であります。
6. 当社は、余語邦彦氏及び玉木彰氏との間で、両氏に期待された役割を十分に発揮していただけるように、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。再任候補者である両氏について選任が承認され就任した場合は、同内容の契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、取締役等の被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求された場合の当該被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしており、保険料は全額当社負担としております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約については、任期中に同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役（本議案において以下「監査等委員」といいます。）全員（3名）は任期満了となりますので、監査等委員3名の選任をお願いするものであります。

本議案については、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である指名報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、候補者の経歴等を総合的に勘案し、取締役会において決定しております。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位	2025年度取締役会出席状況	2025年度監査等委員会出席状況	在任年数
1	再任	しんもり 新 森 公 夫	当社社外取締役・監査等委員	15/15回 (100%)	13/13回 (100%)	4年
2	再任	かわい 河 合 順 子	当社社外取締役・監査等委員	15/15回 (100%)	13/13回 (100%)	10年
3	再任	しもむら 下 村 あけ 美	当社社外取締役・監査等委員	15/15回 (100%)	13/13回 (100%)	2年

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	しん もり きみ お 新 森 公 夫 (1952年12月28日)	1977年4月 プライスウォーターハウス会 計事務所入所 2009年2月 公認会計士登録 2009年2月 新森公認会計士事務所所長 (現任) 2009年3月 株式会社ウイルコ(現株式会 社ウイルコホールディング ス) 内部監査室長 2010年12月 公認内部監査人登録 2011年11月 株式会社ウイルコ(現株式会 社ウイルコホールディング ス) 業務管理部長 2014年11月 同社安心品質推進部長 2019年1月 株式会社ゆたかカレッジ監査 役 2020年8月 シーオス株式会社IPO/内部統 制準備室 2022年4月 当社社外取締役・監査等委員 (現任) 2025年11月 公益財団法人つなぐいのち基 金監事(現任)	一株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p>新森公夫氏は、組織内の公認会計士として複数の企業の経理財務部門での勤務経験があるほか、上場企業の内部監査部門での豊富な経験も有しており、それらに対する専門的な知見を有しております。</p> <p>同氏には、複数の会社の管理部門に携わった長年の豊富な経験と幅広い見識に基づく多角的な見地からの助言により、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献されることを期待しております。</p> <p>なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、専門分野に関する幅広い経験を踏まえ、客観的な視点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式 数
2	か かい じゆん こ 河 合 順 子 (1974年12月10日)	2004年10月 弁護士登録、梅ヶ枝中央法律事務所(現弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所)入所(現任) 2010年5月 デューク大学ロースクール修士課程(LL.M)修了 2010年9月 マスダ・フナイ・アイファードミッチェル法律事務所(シカゴ)勤務 2011年1月 君合法律事務所(北京)入所 2011年7月 ニューヨーク州弁護士登録 2013年6月 北京大学ロースクール修士課程修了 2015年1月 当社社外監査役 2016年4月 当社社外取締役・監査等委員(現任) 2019年6月 株式会社ココカラファイン(現株式会社マツキヨココカラ&カンパニー)社外取締役(現任) 2023年4月 MIC株式会社社外監査役(現任) 2025年6月 高島株式会社社外取締役(現任)	一株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p>河合順子氏は、弁護士として国内外の幅広い業務を経験し、法律の専門家として様々な助言を行っております。</p> <p>同氏には、特に法務的観点から、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献されることを期待しております。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、専門分野に関する幅広い経験を踏まえ、客観的な視点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	しもむらあけみ 下村朱美 (1957年3月20日)	1984年3月 株式会社シェイプアップハウス設立代表取締役 1986年11月 株式会社ミス・パリ設立代表取締役(現任) 2004年7月 特定非営利活動法人ソワンエステティック協会設立(現日本SPA・ウエルネス協会)理事長(現任) 2008年4月 学校法人ミスパリ学園設立理事長(現任) 2014年4月 一般社団法人東京ニュービジネス協議会会長(現顧問) 2014年4月 公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会副会長(現任) 2017年3月 公益財団法人つなぐいのち基金理事(現任) 2024年4月 当社社外取締役・監査等委員(現任)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>下村朱美氏は、長年にわたる事業運営による経営に関する豊富な経験と見識を有しております。同氏には、複数の企業経営に関する経験と幅広い見識に基づく多角的な見地からの助言により、当社事業の収益強化に貢献されることを期待しております。</p> <p>以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 新森公夫氏、河合順子氏及び下村朱美氏は社外取締役候補者であります。また、各氏の選任が承認された場合には、新森公夫氏、河合順子氏及び下村朱美氏は、引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
3. 新森公夫氏は2022年4月から当社社外取締役・監査等委員に就任しており、その就任期間は、本総会終結の時をもって4年間であります。河合順子氏は2016年4月から当社社外取締役・監査等委員に就任しており、その就任期間は、本総会終結の時をもって10年間であります。下村朱美氏は2024年4月から当社社外取締役・監査等委員に就任しており、その就任期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。

4. 当社は、新森公夫氏、河合順子氏及び下村朱美氏との間で、各氏に期待された役割を十分に発揮していただけるように、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏について選任が承認され就任した場合は、同内容の契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、取締役等の被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求された場合の当該被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしており、保険料は全額当社負担としております。各氏について選任が承認され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約については、任期途中に同内容での更新を予定しております。

<ご参考>

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の役員に関するスキルマトリクス

※各候補者に特に期待する分野を3つまで記載しております。

取締役氏名	監査等委員	社外取締役	企業経営	マーケティング/営業	IT	ガバナンス	財務会計	法務コンプライアンス
清水祐孝			○		○	○		
小林史生			○	○	○			
余語邦彦		●	○	○		○		
玉木彰		●	○	○		○		
新森公夫	●	●				○	○	○
河合順子	●	●				○		○
下村朱美	●	●	○	○		○		

(注) 余語邦彦氏、玉木彰氏、新森公夫氏、河合順子氏及び下村朱美氏は社外取締役であります。

第5号議案 信託を用いたインセンティブ制度の導入及び新株予約権を発行する件

当社は、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）の取締役及び従業員（以下「役職員」といいます。）を対象に信託を用いたインセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）の導入を行うこと、それに伴い、以下の要領に基づき、信託に対し、第三者割当により、権利行使価格1円の新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を特に有利な条件をもって発行することといたしたく、また、その募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 本制度の仕組みと導入理由

本制度は、当社が設定した信託「1円S0信託（退職所得型）」（以下「本信託」といいます。）に対し、当社が1円を行使価格とする新株予約権を第三者割当にて無償で発行し、新株予約権交付規程に基づき役職員に付与されるポイントの数に相当する本新株予約権が本信託を通じて役職員に対して交付されるというインセンティブ制度です。

当社は、役職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブ（ストックオプション）を付与し、役職員を対象としてその将来の貢献期待に応じて企業価値の増加に対する恩恵に浴する機会を提供することで、役職員の貢献意欲や士気をより一層高め、当社をより一層活性化させることに繋がり、もって、当社の企業価値をより一層向上することに繋がることを目的として、新たに信託を用いた本制度を導入することといたしました。

2. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

本制度においては、当社が信託に対し本新株予約権を無償で発行し、信託から役職員に付与される本新株予約権は、1株1円の権利行使価格で株式が取得できるため役職員の権利行使時の金銭的負担が極めて少ないこと、また権利行使価格が1円であり、現物株式の付与とほぼ同等の利益効果が見込めることから、役職員へのインセンティブとしては現物株式交付と同様の効果を持つものです。

3. 本新株予約権の発行要領

（1）新株予約権の割当を受けるもの

コタエル信託株式会社（本信託の受託者）

（2）発行する新株予約権の総数（上限）

10,700個を上限とする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込を要しないこととする（無償発行）。

(4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

新株予約権の上限とあわせ、1,070,000株が上限となる。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2027年4月1日からとし、期間は2077年3月31日までとする。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会による承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。また、当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権に係る受益者が確定した後、当該受益者に対する当該新株予約権の交付前に当該受益者が死亡したときは、当該受益者に交付すべき新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

②当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権について受益者が確定しないまま当該信託に係る契約が終了したとき、当該新株予約権

の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

- ③当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、下記3.（11）①における「当社取締役会が別途定める日」以降、当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権の行使は認めないものとし、当該合併契約、当該会社分割、当該株式交換、当該株式交付または当該株式移転の効力発生日の時点で当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権は消滅するものとする。疑義を避けるために付言すると、本号に基づく消滅は、3.（12）に基づき再編対象会社（3.（12）に定める意味を有します。）の新株予約権が当社と契約関係のある信託会社に交付されることを妨げない。
- ④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使は認めない。
- ⑤新株予約権1個未満の行使は認めない。
- ⑥新株予約権者は、新株予約権の交付時において、当社、当社子会社または関連会社（制度対象グループ会社）の取締役、執行役、監査役、従業員の地位を有していなければならず、原則、交付後10日以内に権利行使をおこなうものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(10) 新株予約権の割当日

新株予約権の募集要項を決定する当社取締役会において定める。

(11) 新株予約権の取得に関する事項

- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が新株予約権者である場合にはこの限りではない。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（9）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合（疑義を避けるために付言すると、

会社法第287条の規定に基づき新株予約権が消滅する場合を除く。)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が新株予約権者である場合にはこの限りではない。

(12) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社またはその親会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(4)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記3.(12)③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(7)に準じて決定する。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ その他新株予約権の行使の条件

上記3.(9)に準じて決定する。

⑧ 新株予約権の取得事由及び条件

上記3.(11)に準じて決定する。

⑨ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(13) 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

(14) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する当社取締役会において定める。

4. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は1,070,000株（議決権数10,700個）であり、2026年1月31日現在の当社発行済株式総数41,194,972株（議決権数411,683個）を分母とする希薄化率は2.60%（議決権の総数に対する割合は2.60%）に相当し、本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すにあたり、役職員の一体感と結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。

なお、本新株予約権の行使により発行される株式の総数1,070,000株に対し、当社普通株式の過去6か月間における1日当たり平均出来高は約284,500株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様への利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

6. 本信託について

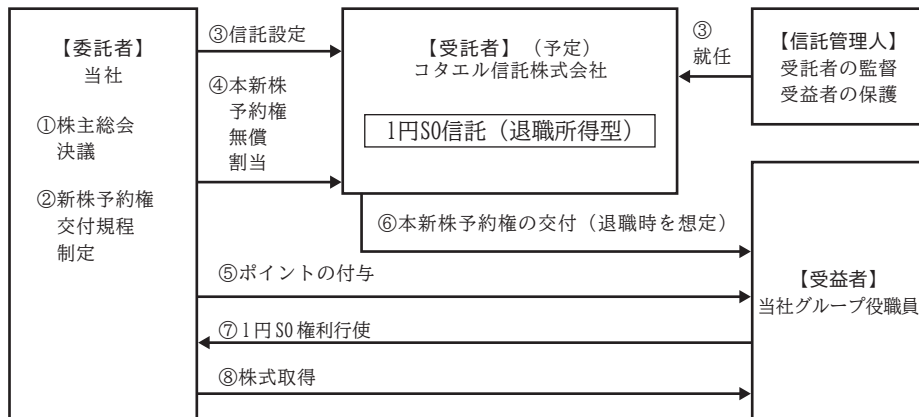
(1) 本信託の内容

本信託の内容は以下とし、その他の内容については、当社取締役会において定める。

- | | |
|-------|-------------------------|
| ① 信託名 | 1円S0信託（退職所得型）（受益者等課税信託） |
| ② 委託者 | 当社 |
| ③ 受託者 | コタエル信託株式会社 |

- ④ 受益者 当社グループ役職員のうち受益者要件を満たすもの
- ⑤ 信託管理人 当社と利害のない独立した第三者を選定する予定
- ⑥ 信託契約日 2026年6月（予定）
- ⑦ 信託期間 2026年6月（予定）～2077年3月31日
- ⑧ 信託の目的 新株予約権交付規程に基づき当社新株予約権を受益者に交付すること

(2) 本制度のスキーム図



- ① 当社は株主総会において、権利行使価格が1円の新株予約権の第三者割当による無償発行、役員報酬枠の上限および本制度導入の承認可決を得ます。
- ② 当社は役職員を対象とする新株予約権交付規程を制定します。
- ③ 当社は受益者要件を充足する役職員を受益者とする本信託を、コタエル信託株式会社を受託者として設定します。コタエル信託株式会社は本信託契約に従い本新株予約権を信託期間の満了日まで管理します。また、信託期間を通じて受益者の権利を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立しているものとし）を定めます。
- ④ 当社は本信託に対し、本新株予約権を無償で割り当てます。
- ⑤ 新株予約権交付規程に基づき、当社は役職員に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 新株予約権交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした役職員は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた本新株予約権の交付を受託者から受けます。
- ⑦ 役職員は交付された新株予約権を定められた期限内に当社に対して行使し、株式を取得します。
- ⑧ 権利行使により当社株式を取得した役職員は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却して利益を得ることができます。

第6号議案 取締役に対する信託からの新株予約権の付与による報酬枠決定の件

当社の取締役の報酬は、これまで月例報酬のみで構成されており、取締役（監査等委員を除く）につきましては、2017年4月21日開催の第33期定時株主総会において、その限度額を年額250百万円以内と決議しておりますが、第5号議案でご承認をいただくことを前提とするインセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）及び信託（以下「本信託」といいます。）に基づき、当社の取締役に対し、新たに別枠で本新株予約権の付与のための報酬枠を設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。本議案は、事業報告4.「会社役員に関する事項」の(4)①アに記載する「取締役の報酬等の決定に関する基本方針」に沿った、必要かつ合理的な内容となっており、本報酬枠は相当であると考えております。

本制度及び本信託の内容については第5号議案に記載のとおりです。なお、第3号議案の取締役の候補者及び第4号議案の監査等委員である取締役の候補者のうち、本報酬枠の対象となる者は1名（社外取締役・監査等委員である取締役は対象外です。また、清水祐孝氏は一定割合以上の株式を保有する主要株主であるため対象外とします。）です。

1. 取締役に交付される本新株予約権の算定方法

本制度において、取締役に対しては下記に定める算定方法により、交付するポイント数を算定し、退任時に、ポイントに見合う本新株予約権を本信託から交付いたします。

（取締役に対するポイントの付与方法等）

当社は取締役会で定める新株予約権交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の新株予約権交付規程に定めるポイント付与日（原則として毎事業年度）において、役位及び会社業績達成度に応じてポイントを付与します。

2. 交付する本新株予約権の上限

当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、今後のより機動的な経営体制の構築や、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化に向けた取締役の人数の増加の可能性等も勘案し、1事業年度あたり495ポイントを上限とします。新株予約権交付規程に基づき、交付する新株予約権の個数は、付与された1ポイントにつき1個を交付するものとして算定するため、1事業年度あたりに付与されるポイントの上限に相当する本新株予約権の数は495個となり、金額は付与される新株予約権の総数（個数）に付与時の新株予約権1個当たりの公正価値を乗じた額となります。

なお、目的たる株式の数は本新株予約権1個につき当社普通株式100株となります。

以 上

事業報告

(2025年2月1日から
2026年1月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調が継続しております。しかしながら、海外の経済・物価動向、資源価格の動向、企業の賃金・価格設定行動など、先行きは依然として不透明な状況であります。

当社グループは、わが国の高齢社会の進展に伴う多岐にわたる社会課題の解決をミッションとして、さまざまな情報やサービスを提供しています。長期にわたる高齢化の進展や、少子化・都市への人口集中など日本社会を取り巻く大きな環境の変化は、家族関係の変化や単身世帯の増加などを生み出しており、そうしたことを背景にいわゆる「終活」に対する社会的関心は高まりを見せております。

このような状況のなか、当社グループは、従前からのお墓・仏壇・葬儀といった事業に加え、相続や不動産等のアセットマネジメント事業、介護事業、全国の地方自治体との取り組みである官民協働事業など新たなサービスを積極的に行うことで、わが国における「終活インフラ（＝国民の生活と支える基盤）」の構築を目指しております。

当期においては、官民協働事業の売上高が前年同期比で+33.7%と大きく伸長しております。また、介護事業においては、売上高が前年同期比+24.8%、葬祭事業においても、売上高が前年同期比+12.8%と堅調に推移しております。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は8,335,519千円（前年同期比18.0%増）、営業利益1,161,949千円（前年同期比27.6%増）、経常利益1,165,155千円（前年同期比28.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は765,145千円（前年同期比11.3%増）となりました。

なお、当社は終活事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績の記載をしておりません。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は472,654千円(ソフトウェア仮勘定を含む)であり、その主なものは次のとおりであります。

なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賄っております。

当連結会計年度に完成した主要設備

建物	6,768千円
工具器具備品	25,613千円
船舶	22,307千円
ソフトウェア	276,348千円

当連結会計年度において継続中の主要な設備

ソフトウェア仮勘定	325,021千円
-----------	-----------

(4) 重要な組織再編等

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第39期	第40期	第41期	第42期 (当連結会計年度)
売 上 高	5,004,242 千円	5,859,844 千円	7,061,312 千円	8,335,519 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	453,630 千円	530,760 千円	687,402 千円	765,145 千円
1株当たり当期純利益	11.87 円	14.09 円	18.55 円	20.49 円
総 資 産	4,317,699 千円	4,048,534 千円	5,384,184 千円	8,100,497 千円
純 資 産	3,387,664 千円	3,152,842 千円	3,768,578 千円	6,348,952 千円

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第39期	第40期	第41期	第42期 (当事業年度)
売 上 高	4,302,608 千円	4,954,105 千円	5,712,837 千円	6,258,910 千円
当 期 純 利 益	523,839 千円	602,042 千円	654,223 千円	777,265 千円
1株当たり当期純利益	13.70 円	15.99 円	17.65 円	20.82 円
総 資 産	4,257,949 千円	4,076,213 千円	4,590,613 千円	7,414,453 千円
純 資 産	3,487,790 千円	3,330,912 千円	3,838,020 千円	6,436,725 千円

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、これまでに「多様な集客チャネルの獲得」「クロスユースの強化」「生前期終活サービスの拡充」を重点課題として掲げ、顧客データベースの強化や新サービスの展開等を通じて着実に事業基盤を拡充してまいりました。今後は、終活業界における総合的なインフラストラクチャー（社会基盤）の構築を加速させ、誰もが最適なサービスを楽しみ、幸福な人生を送ることのできる社会の実現に向け、以下の課題に取り組んでまいります。

①終活領域全体の価値向上

多様化する顧客の終活ニーズに的確に応えるためには、グループ全体でのシームレスな連携が不可欠です。当社グループ各社が有する顧客基盤やノウハウを有機的に統合し、顧客とのあらゆる接点において、統一された質の高いサポート体制を構築いたします。これにより、顧客のライフイベントに合わせた最適なタイミングでソリューションを提案し、グループ全体でのブランド力向上とクロスユースのさらなる促進を図ってまいります。あらゆる終活領域サービスがワンストップで利用できる環境を当社グループが提供することにより、終活全体の価値向上につとめてまいります。

②終活の有効性および顧客便益の浸透

終活の領域は、お墓や葬儀にとどまらず、介護、相続、保険、健康寿命の延伸など多岐にわたりますが、依然として終活領域の各種サービス利用に対する心理的ハードルが高いと感じている顧客は少なくありません。また、高齢社会においてどのような終活が人生を豊かにし得るかについて、その理解が十分に浸透しているわけではないと認識しております。

当社グループは、これまで拡充してきた事業基盤をもとに、多様化するニーズを的確に捉え、生前領域を含めたすべてのステージにおいて、顧客一人ひとりのお気持ちに寄り添った情報発信とサービス提供を強化、促進してまいります。加えて、終活関連サービスのうち一定の事前知識がなければ便益を感じづらい高度なサービスについて適切な情報発信を行い、顧客基盤の拡充および顧客便益の最大化を実現し、終活インフラのさらなる浸透につとめてまいります。

③AI活用に関する研究開発

長期的な視点で顧客に最適な価値を提供し続けるためには、顕在的ニーズに応えることはもとより、個人により異なる多様な潜在的ニーズを迅速かつ精緻に把握することが重要であると考えております。また、当社グループ各社の主要事業の内容を踏まえれば、日々変化・拡大する終活領域全体で提供されているあらゆるサービスを的確に把握し続ける必要があります。

当社グループでは、顧客からのご相談内容や接客におけるコミュニケーションデータを自然言語処理などのAI技術を用いて多角的に解析し、新たなニーズの兆しをいち早く抽出する等によりAIの利活用を推進してまいります。さらに、世の中の新しい終活サービスや、それらに関わる法規制の動向をAIで自動収集・整理等することにより、網羅的なサービスデータベースを常に最新の状態に保つなど、精緻な把握とデータ基盤の強化を実現することにより、マッチングプラットフォームの高度化と顧客サポート体制の最適化を推進いたします。質の高いソリューションの継続的な提供を通じて、顧客満足度と当社グループの収益性の向上を確立してまいります。

④ 資本業務提携を通じた顧客基盤の拡充

高齢社会の進展や単身世帯の増加に伴い、生前の介護や保険から、ご逝去後の各種手続き、さらには残されたご家族のケアにいたるまで、お客様が直面する終活の課題は複雑化・長期化しています。しかしながら、現状の終活領域は、各分野ごとに分断されていることが多く、多岐にわたるニーズに一貫して寄り添える包括的なサポート体制の確立が急務となっています。

この課題を解決するため、当社グループは2025年12月に締結したSOMPOホールディングス株式会社との資本業務提携を通じて新たな価値創造を推進してまいります。当社グループが有する終活領域における情報プラットフォームやノウハウと、SOMPOホールディングス株式会社グループの介護事業（SOMPOケア株式会社）や生命保険事業（SOMPOひまわり生命保険株式会社）などのウェルビーイング事業を連携させます。これにより、切れ目のないワンストップの「ライフエンディングサポート」を提供する体制を構築し、世代を超えて長く寄り添う「終活インフラ」の実現を加速させてまいります。

(7) 主要な事業内容（2026年1月31日現在）

事業	主要製品及び事業内容
終活事業	ポータルサイトの運営、WEB制作や各種コンサルティング等

(8) 主要な営業所及び使用人の状況（2026年1月31日現在）

① 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都中央区

② 使用人の状況

使用人数	前期比増減
181 名	+3 名

(注) 上記使用人数には、使用人兼務取締役、契約社員及び臨時従業員（パートタイマー、顧問及び派遣社員）104名は含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ハウスポートクラブ	20百万円	50.2%	海洋散骨事業
株式会社エイジプラス	50百万円	100.0%	介護施設あっせん事業
株式会社鎌倉新書ライフパートナーズ	25百万円	100.0%	総合保険代理店業
ベル少額短期保険株式会社	50百万円	71.6%	少額短期保険業
ユウテル株式会社	5百万円	100.0%	介護施設あっせん事業
株式会社K S不動産パートナーズ	50百万円	100.0%	不動産事業

(10) 主要な借入先（2026年1月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	14,432 千円
朝日信用金庫	19,392 千円
城南信用金庫	14,570 千円
芝信用金庫	5,820 千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年1月31日現在）

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 96,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 41,194,972株
(うち、自己株式 0株) |
| (3) 株主数 | 13,619名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
清 水 祐 孝	11,383,944 株	27.6 %
S O M P O ホールディングス株式会社	4,119,498	10.0
株式会社かまくらホールディングス	3,200,000	7.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,921,000	7.1
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,141,900	5.2
管理信託（A019）受託者 株式会社SMBC信託銀行	1,600,000	3.9
管理信託（A020）受託者 株式会社SMBC信託銀行	1,600,000	3.9
THE BANK OF NEW YORK 133652	1,503,200	3.6
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	412,400	1.0
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	395,700	1.0

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年1月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長CEO	清水 祐 孝	内部監査室 管掌 公益財団法人つなぐいのち基金 理事 ベル少額短期保険株式会社 取締役
代表取締役社長COO	小林 史 生	事業部門、プロダクト開発部門、コーポレート部門 管掌 株式会社ハウスポートクラブ 取締役 株式会社エイジプラス 取締役 株式会社鎌倉新書ライフパートナーズ 取締役 ベル少額短期保険株式会社 取締役
取 締 役	余 語 邦 彦	ビジネス・ブレイクスルー大学大学院 教授 一般社団法人日本ライフパートナーズ協会 理事
取 締 役	玉 木 彰	株式会社経営共創基盤 マネージングディレクター
取 締 役 (監査等委員)	新 森 公 夫	新森公認会計士事務所 所長 公益財団法人つなぐいのち基金 監事
取 締 役 (監査等委員)	河 合 順 子	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 弁護士 株式会社マツキヨココカラ&カンパニー 社外取締役 MIC株式会社 社外監査役 高島株式会社 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	下 村 朱 美	株式会社ミス・パリ 代表取締役 学校法人ミスパリ学園 理事長 公益財団法人つなぐいのち基金 理事

- (注) 1. 2025年4月18日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって、山田浩司氏が任期満了により退任いたしました。
2. 2025年4月18日開催の第41期定時株主総会において、玉木彰氏が取締役に新たに選任され、同日付で就任いたしました。
3. 取締役余語邦彦氏、同玉木彰氏、取締役（監査等委員）新森公夫氏、同河合順子氏、同下村朱美氏は、社外取締役であります。
4. 当社は、取締役余語邦彦氏、取締役（監査等委員）新森公夫氏、同河合順子氏、同下村朱美氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役余語邦彦氏は、複数の上場会社の経営に携わった経験があり、豊富な経験と幅広い見識を有しております。
6. 取締役（監査等委員）新森公夫氏は、常勤監査等委員であります。監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるために、質の高い社内情報の収集及び会計監査人・内部統制所管部門等との連携を可能とすべく、常勤の監査等委員を選定しております。なお、同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役（監査等委員）河合順子氏は、弁護士の資格を有しており、主に企業法務の分野を専門分野としております。
8. 取締役（監査等委員）下村朱美氏は、長年にわたる事業運営による経営に関する豊富な経験と見識を有しております。
9. 2022年2月10日に指名報酬諮問委員会が設置され、取締役（監査等委員）新森公夫氏が委員長、取締役余語邦彦氏及び代表取締役小林史生氏が委員をそれぞれ務めております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社の取締役、子会社の取締役及び監査役、執行役員並びに管理職等の従業員であります。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を賠償するものであります。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担することとしております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について構成員の過半数が社外取締役である指名報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

ア. 取締役の報酬等の決定に関する基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値向上を図り優秀な人材を確保・維持できるインセンティブとして十分に機能するような報酬制度とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては透明性及び公正性を重視することを基本方針としております。

イ. 個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬のみで構成するものとし、固定報酬は経済情勢や当社の成長率を踏まえた報酬水準や職責等を総合的に勘案して決定するものとしております。

取締役（監査等委員）についても同様に、監査を行う立場であるとの観点から固定報酬のみとしております。

ウ. 個人別の報酬の額の決定手続きに関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額は、代表取締役が案を作成して、取締役会で協議・決定するものとしております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において、役位、職責、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員）の報酬額については、監査等委員である取締役の協議にて決定するものとしております。

② 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	96,790 (11,600)	96,790 (11,600)	—	—	5 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	15,750 (15,750)	15,750 (15,750)	—	—	3 (3)

- (注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額については、2017年4月21日開催の第33期定時株主総会決議において、年250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち社外取締役1名）であります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額については、2020年4月17日開催の第36期定時株主総会決議において、年30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役余語邦彦氏が理事である一般社団法人日本ライフパートナーズ協会と当社の間には出資取引関係がありますが、当社と同氏のその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役玉木彰氏は、株式会社経営共創基盤マネージングディレクターであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）新森公夫氏は、新森公認会計士事務所所長、公益財団法人つなぐいのち基金監事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）河合順子氏は、弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所弁護士、株式会社マツキヨココカラ&カンパニー社外取締役、MIC株式会社社外監査役、高島株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）下村朱美氏は、株式会社ミス・パリ代表取締役、学校法人ミスパリ学園理事長、公益財団法人つなぐいのち基金理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況と役割

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った活動の概要
社外取締役	余語 邦彦	当事業年度に開催した取締役会15回すべてに出席し、複数の上場会社の経営に携わった長年の豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営全般に対する助言並びに当社組織及び事業に対する多角的な見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べる等、当社の社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役	玉木 彰	社外取締役就任後に開催した取締役会11回に出席し、コンサルティングならびに業務執行にかかる豊富な経験から当社の中期経営計画を着実に実行するための意見やアドバイスを述べる等、当社の社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 監査等委員	新森 公夫	当事業年度に開催した取締役会15回すべてに出席し、また監査等委員会13回すべてに出席し、取締役会において、公認会計士としての専門的見地からの意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べる等、当社の社外取締役・監査等委員として期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 監査等委員	河合 順子	当事業年度に開催した取締役会15回すべてに出席し、また監査等委員会13回すべてに出席し、取締役会において、弁護士としての専門的見地からの意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べる等、当社の社外取締役・監査等委員として期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 監査等委員	下村 朱美	当事業年度に開催した取締役会15回すべてに出席し、また監査等委員会13回すべてに出席し、取締役会において、長年にわたる事業運営による経営に関する豊富な経験と見識をもとに意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べる等、当社の社外取締役・監査等委員として期待される役割を適切に果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

なぎさ有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、以下のような内部統制システム整備の基本方針を定めております（以下、当社及び子会社を総じて「グループ全社」という。）。

1. グループ全社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社はコンプライアンス規程を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- (2) グループ全社の取締役及び使用人に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
- (3) 内部通報制度の利用を促進し、グループ全社における法令・定款違反等又はそのおそれのある事実の未然防止・早期発見に努める。
- (4) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス規程に従って、取締役会に報告のうえ、外部専門家と協力しながら対応に努める。
- (5) グループ全社の取締役及び使用人の法令・定款違反等の行為については就業規則等に基づき、適正に処分を行う。
- (6) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス委員会が原因の究明及び再発防止策の策定を行い、内部統制委員会が取締役及び使用人に対する再発防止策の周知徹底を行う。
- (7) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、グループ全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2. グループ全社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 情報セキュリティ管理規程に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化するとともに、情報セキュリティガイドラインを制定し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。
- (2) 取締役の職務に関する各種の文書及び帳票類等については、適用ある法令及び文書管理規程に基づき適切に作成するとともに、保存し、管理する。
- (3) 取締役の職務の執行に必要な、株主総会議事録、取締役会議事録又は事業運営上の重要事項に関する決裁書類等の文書については、取締役が常時閲覧し得るものとする。

3. グループ全社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスクを適切に認識し、管理するための規程としてリスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じて有事に備えるとともに、グループ全社において有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。

- (2) リスク管理に関する当社の方針の策定、リスク対策の実施状況の点検及びフォロー並びにリスクが顕在化した時のコントロールを行うためにリスク対策委員会を設置する。リスク対策委員会は、審議・活動の内容を定期的に取り締役会に報告する。
- (3) グループ全社の取締役及び使用人に対して、リスク管理に関する教育・研修を継続的に行う。

4. グループ全社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) グループ全社は、各社における業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化を図る。グループ全社の各部門は、関連するスタッフ部門の支援の下で、これを実施する。
- (2) 会社の意思決定方法については、グループ全社それぞれで職務権限規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行う。
- (3) 職務執行に関する権限及び責任については、グループ全社それぞれで業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を適正かつ効率的に行う。
- (4) これらの業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し、改善を図る。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社管理規程を作成し、子会社を管理する体制の整備及び報告事項を定める。
- (2) 子会社に取締役を派遣し、子会社の取締役の業務執行を監視する。派遣された取締役は、業務執行について、当社の方針に沿った経営に努めるものとする。
- (3) 子会社は、取締役会にて重要な決議をする場合は、事前に当社の決裁を得るものとする。
- (4) 子会社は、当社が策定した経営方針・経営計画を踏まえ、子会社の権限と責任を明確にしたうえで、各事業の特性等を踏まえた自律的な経営を行うものとする。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- (1) 監査等委員会は、内部監査室及び法務総務部をして、その監査業務に協力させることができる。
- (2) 監査等委員会は、監査業務に必要な補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）の設置（地位や人数の設定を含む。）を指定することができる。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

7. 補助使用人の他の取締役からの独立性並びに監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分を行う場合は、監査等委員会の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとする。
- (2) 補助使用人は、監査等委員会の指示に基づく業務を行うに際しては、所属する上長の指揮命令を受けないものとするとともに、内部監査室をはじめとする執行部門の有する調査権限を有し、必要に応じて取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとする。

8. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社の取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
- (2) 当社の取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
- (3) 当社は、監査等委員会への報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
- (2) 監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて経営会議その他の重要な会議に出席する。
- (3) 監査等委員会は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
- (4) 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
- (5) 監査等委員会は、定期的に内部監査室長及び法務総務部長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による業務監査及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

また、上記体制の下、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備及び欠陥は発見されておられません。

(2) コンプライアンス

当社では、法令遵守体制の点検・強化を推進するため「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、適切に対処することができる仕組みを講じております。

(3) リスク管理

当社では、当社に関わる様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、代表取締役を委員長としたリスク対策委員会を設置しております。

(4) 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を15回開催しております。

(5) 取締役（監査等委員）の職務執行

当社は、監査等委員会規則に基づき、原則として月1回、監査等委員会を開催しており、当事業年度においては、監査等委員会を13回開催しました。監査等委員会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査室及び監査法人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。また、監査等委員会は、当会社の取締役会への出席や代表取締役との定期的な面談を行っております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位 千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>[資産の部]</b>   |                  | <b>[負債の部]</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,796,121</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,380,390</b> |
| 現金及び預金          | 4,204,668        | 買掛金             | 519              |
| 売掛金             | 1,344,489        | 支払備金            | 32,312           |
| 有価証券            | 99,747           | 責任準備金           | 206,586          |
| 製品              | 1,868            | 1年内返済予定の長期借入金   | 54,214           |
| 仕掛品             | 2,174            | 未払金             | 502,948          |
| 貯蔵品             | 2,005            | 未払法人税等          | 280,352          |
| 前払費用            | 129,559          | 未払消費税等          | 118,538          |
| その他             | 28,691           | 前受金             | 139,199          |
| 貸倒引当金           | △17,083          | 預り金             | 40,159           |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,304,344</b> | 賞与引当金           | 4,520            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>411,965</b>   | その他             | 1,038            |
| 建物              | 165,927          | <b>固定負債</b>     | <b>371,155</b>   |
| 構築物             | 2,156            | 役員退職慰労引当金       | 6,800            |
| 工具器具備品          | 43,446           | 退職給付に係る負債       | 46,488           |
| 船舶              | 126,106          | 繰延税金負債          | 9,890            |
| 土地              | 73,336           | 保証履行引当金         | 306,180          |
| その他             | 992              | その他             | 1,796            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,136,716</b> | <b>負債合計</b>     | <b>1,751,545</b> |
| ソフトウェア          | 559,922          | <b>[純資産の部]</b>  |                  |
| ソフトウェア仮勘定       | 325,021          | <b>株主資本</b>     | <b>6,085,505</b> |
| のれん             | 250,628          | 資本金             | 1,671,864        |
| その他             | 1,143            | 資本剰余金           | 1,440,937        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>755,661</b>   | 利益剰余金           | 2,972,702        |
| 投資有価証券          | 226,459          | <b>新株予約権</b>    | <b>190,905</b>   |
| 長期前払費用          | 15,841           | <b>非支配株主持分</b>  | <b>72,541</b>    |
| 繰延税金資産          | 188,863          |                 |                  |
| 敷金及び保証金         | 166,743          |                 |                  |
| その他             | 157,753          |                 |                  |
| <b>繰延資産</b>     | <b>32</b>        | <b>純資産合計</b>    | <b>6,348,952</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>8,100,497</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>8,100,497</b> |

# 連結損益計算書

(2025年2月1日から  
2026年1月31日まで)

(単位 千円)

| 科 目             | 金 額     |           |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 8,335,519 |
| 売上原価            |         | 3,755,011 |
| 売上総利益           |         | 4,580,508 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 3,418,558 |
| 営業利益            |         | 1,161,949 |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 3,223   |           |
| 有価証券利息          | 1,684   |           |
| その他             | 4,129   | 9,037     |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 862     |           |
| 為替差損            | 159     |           |
| 支払手数料           | 4,150   |           |
| その他             | 660     | 5,832     |
| 経常利益            |         | 1,165,155 |
| 特別利益            |         |           |
| 新株予約権戻入益        | 119     | 119       |
| 特別損失            |         |           |
| 固定資産除却損         | 21,837  |           |
| 固定資産売却損         | 1,143   |           |
| 出資金評価損          | 19,528  |           |
| 減損損失            | 289     |           |
| その他             | 801     | 43,599    |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 1,121,674 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 411,282 |           |
| 法人税等調整額         | △48,542 | 362,739   |
| 当期純利益           |         | 758,934   |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 |         | 6,211     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 765,145   |

# 連結株主資本等変動計算書

(2025年2月1日から  
2026年1月31日まで)

(単位 千円)

|                     | 株 主 資 本   |           |           |            |           |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|
|                     | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自 己 株 式    | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高           | 1,058,029 | 1,018,029 | 2,949,066 | △1,336,087 | 3,689,038 |
| 当 期 変 動 額           |           |           |           |            |           |
| 新株の発行(第三者割当増資)      | 613,835   | 422,908   |           |            | 1,036,743 |
| 剰 余 金 の 配 当         |           |           | △741,509  |            | △741,509  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |           |           | 765,145   |            | 765,145   |
| 自己株式の処分             |           |           |           | 1,336,087  | 1,336,087 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |           |            | —         |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 613,835   | 422,908   | 23,636    | 1,336,087  | 2,396,466 |
| 当 期 末 残 高           | 1,671,864 | 1,440,937 | 2,972,702 | —          | 6,085,505 |

|                     | 新株予約権   | 非支配株主持分 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|---------|---------|-----------|
| 当 期 首 残 高           | 786     | 78,752  | 3,768,578 |
| 当 期 変 動 額           |         |         |           |
| 新株の発行(第三者割当増資)      |         |         | 1,036,743 |
| 剰 余 金 の 配 当         |         |         | △741,509  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |         | 765,145   |
| 自己株式の処分             |         |         | 1,336,087 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 190,118 | △6,211  | 183,907   |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 190,118 | △6,211  | 2,580,374 |
| 当 期 末 残 高           | 190,905 | 72,541  | 6,348,952 |

(注) 本連結計算書類中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

① 連結子会社の数 6社

② 連結子会社の名称  
株式会社ハウスポートクラブ  
株式会社エイジプラス  
株式会社鎌倉新書ライフパートナーズ  
ベル少額短期保険株式会社  
ユウテル株式会社

③ 連結範囲の変更  
株式会社K S不動産パートナーズ

当連結会計年度より、新たに設立した株式会社K S不動産パートナーズを連結の範囲に含めております。

##### (2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

ベル少額短期保険株式会社を除く連結子会社については、事業年度末日と連結決算日は一致しております。ベル少額短期保険株式会社については、決算日が3月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等  
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法  
満期保有目的の債券 償却原価法

## ②棚卸資産

- a. 製品、仕掛品 移動平均法による原価法  
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)  
b. 貯蔵品 最終仕入原価法

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産 定率法。ただし1998年4月1日以降に取得した建物  
(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に  
取得した建物附属設備については定額法を採用しており  
ます。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 7～50年  
工具器具備品 3～15年  
船舶 7～15年
- ②無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについて  
は、社内における利用可能期間(5年)に基づいて  
おります。

## (3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ  
いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権  
については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込  
額を計上しております。
- ②保証履行引当金 保証履行引当金は、保証契約に定める保証限度額の範  
囲において翌事業年度以降に生じると見込まれる費用  
の発生見込額に基づき、保証履行による将来の予想損  
失額を計上しております。
- ③賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌  
期支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上し  
ております。
- ④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく  
期末要支給額を計上しております。

#### (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①退職給付に係る会計処理の方法                        | 従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。                                                                                                                                                                                                                     |
| ②のれんの償却方法及び償却期間                        | のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、その年数で均等償却しております。                                                                                                                                                                                                                         |
| ③関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続 | 当社は、2022年2月に当社の取締役及び従業員を対象として時価発行新株予約権信託制度を導入し、コタエル信託株式会社（以下、「コタエル信託」という）に新株予約権を割当てました。同年5月にアマーバ・オプション信託を設定し、同年6月に第一受益候補者を指定しました。<br>当社は、「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 2018年1月12日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 2005年12月27日）に準じて、会計処理を行っております。 |

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

## II. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28

日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、この会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

### III. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において、「固定資産」の「その他」に含めていた「船舶」(前連結会計年度908千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

### IV. 追加情報に関する注記

(SOMPOホールディングス株式会社との資本業務提携契約の締結)

当社は、SOMPOホールディングス株式会社(以下「SOMPO社」という。)と資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」という。)を2025年12月18日に締結いたしました。その概要は以下のとおりです。

資本業務提携契約について

#### (1) 本資本業務提携等の目的及び理由

当社は、進展するわが国の高齢社会における「終活インフラ」をミッションとして標榜し、葬儀やお墓から相続、介護、地方自治体と協働で行う住民向けサービス、単身世帯向けサービス等、高齢者やそのご家族に向けた情報やサービスの提供を行い、着実な成長を果たしてまいりました。そのような中、ミッションの実現に向けた次なるステップとしてわが国における「保険」や「介護」の領域を代表する企業グループであるSOMPO社と提携し、共同で新たな事業の取り組みを行うとともに、資本の増強を行うこととしました。

SOMPO社では、国内トップ規模のシェアを持つSOMPOケア株式会社の介護サービス利用者、及びSOMPOひまわり生命保険株式会社の契約者をはじめとした、多くのお客さまを対象に、健康・介護・老後資金という3つの不安を解消するために、グループ内外との連携を通じた多様なサービスを展開しております。

当社は、本資本業務提携を通じて、さまざまなライフステージで悩みを抱えているSOMPO社のお客さまを対象に、終活に関する情報提供・相談・紹介等のサービスを展開することで、人生のさまざまな局面で生じる不安や負担の解決に貢献してまいります。

#### (2) 本資本業務提携の内容

##### ① 資本提携の内容

当社は、本資本業務提携にかかる第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます）により、2,131,372株の当社普通株式を割当先であるSOMPO社へ割り当てました。また、当社自己株式の1,988,126株を処分（以下「本自己株式処分」といいます）し、割当先であるSOMPO社へ割り当てました。

本第三者割当及び本自己株式処分の概要につきましては、以下のとおりであります。

#### 1. 本第三者割当増資の概要

|                       |                                                                        |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------|
| (1) 払込期日              | 2026年1月9日                                                              |
| (2) 発行新株式数            | 普通株式 4,119,498株                                                        |
| (3) 発行価額              | 1株につき金576円                                                             |
| (4) 調達資金の額            | 2,372,830,848円                                                         |
| (5) 募集又は割当方法<br>(割当先) | 第三者割当の方法による。<br>(SOMPOホールディングス株式会社：<br>4,119,498株（うち自己株式処分1,988,126株）) |

#### 2. 本第三者割当増資の目的及び理由

本第三者割当による株式発行の目的及び理由につきましては、前記（1）本資本業務提携等の目的及び理由に記載のとおりです。

#### ② 業務提携の内容

本業務提携において、当社は、SOMPOウェルビーイング事業におけるグループ各社のご利用者へ、当社の終活サービスを提供してまいります。また、SOMPO社及び当社は、両グループ各社が段階的に連携を強化していくことにより相互のシナジーを効果的に高め、価値のあるサービスの創出と提供を推進します。

本業務提携における両グループ各社の連携内容は、次のとおりです。

##### (a) 介護：SOMPOケア株式会社との連携

当社の持つ情報やサービスの提供を、SOMPOケア株式会社が運営する介護施設・事業所のご利用者やそのご家族へ向けて展開します。具体的には、入居時点の身元保証や生前相続（家族信託、遺言書作成等）、生前整理（不動産含む）への対応から、退去時点やご逝去後の葬儀・相続手続き・お墓・遺品整理の対応まで、ご利用者やそのご家族に対して適切なタイミングで情報提供を行い、必要とされるサービスを両社が連携して提供します。

##### (b) 保険：SOMPOひまわり生命保険株式会社との連携

SOMPOひまわり生命保険株式会社のご契約者やそのご家族が抱える終活のさまざまなお悩みに対して、お役に立てるような当社の終活サービスを案内・提供することを検討しております。

(c) 職域：SOMPOウェルビーイング株式会社との連携

介護・健康・老後資金の相談窓口「ウェルビオ」や仕事と介護の両立支援サービス「ウェルビオBiz」を提供するSOMPOウェルビーイング株式会社と連携して、ウェルビオのご利用者に向けてさまざまな終活サポートサービスを提供します。

③ 本資本業務提携先の概要

|     |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 名称        | SOMPOホールディングス株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (2) | 所在地       | 東京都新宿区西新宿1-26-1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (3) | 代表者の役職・氏名 | グループCEO 取締役 代表執行役社長 奥村 幹夫                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (4) | 事業内容      | <p>国内及び海外で展開する損害保険事業、生命保険事業、介護事業を傘下を持つ持株会社として、グループ全体の経営戦略を担い、企業価値向上を推進しています。</p> <p>1. 国内損害保険事業<br/>グループの中核事業である代理店販売が主体の損害保険ジャパン株式会社、ダイレクト販売のSOMPOダイレクト損害保険株式会社が、多様化するお客さまニーズ・リスクに対応する高品質な損害保険商品・サービスを提供しています。また損保ジャパンDC証券株式会社が確定拠出年金事業を展開しています。SOMPOリスクマネジメント株式会社は事業継続（BCM・BCP）・全社的リスクマネジメント（ERM）・サイバー攻撃対策などのサービスをご提供します。</p> <p>2. 海外保険事業<br/>Sompo International Holdings Ltd.を中心に、米国、英国、欧州大陸、中南米、中東、アジア等で、プロパティ、カジュアリティ、スペシャリティ保険及び再保険を展開し、コマースヤル及びコンシューマーのお客さまに対して、高品質な保険及び保険関連サービスをグローバルに提供しています。</p> <p>3. 国内生命保険事業<br/>SOMPOひまわり生命保険株式会社が「健康応援企業」として、保険本来の機能（Insurance）に健康を応援する機能（Healthcare）を組み合わせ、新たな価値Insurhealth®（インシュアヘルス）を提供しています。お客さまの「万が一」に備えるだけでなく、「毎日の健康」をサポートすることで、豊かな人生と夢の実現を支援します。人生100年時代に向けて、持続可能で豊かな社会の実現を目指しています。</p> <p>4. 介護事業<br/>SOMPOケア株式会社及びそのグループ会社が、高齢者とそのご家族の多様なニーズに応え、安心・安全・健康な暮らしをサポートするために、施設介護から在宅介護まで、高品質な介護サービスを幅広く提供しています。</p> |
| (5) | 資本金       | 1,000億円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (6) | 設立年月日     | 2010年（平成22年）4月1日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

## V. 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2025年2月1日 至 2026年1月31日）

（単位：千円）

|               | 売上高       |
|---------------|-----------|
| 終活事業          |           |
| お墓事業          | 2,545,272 |
| 葬祭事業          | 1,520,616 |
| 仏壇事業          | 184,319   |
| 相続事業          | 611,937   |
| 介護事業          | 802,721   |
| 少額短期保険事業      | 949,989   |
| 官民協働事業        | 1,063,400 |
| その他           | 612,004   |
| 終活関連書籍出版事業    |           |
| 書籍事業          | 45,257    |
| 顧客との契約から生じる収益 | 8,335,519 |
| その他の収益        | —         |
| 外部顧客への売上高     | 8,335,519 |

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下のとおりであります。

終活事業の各サービスの収益は、主に成約手数料収益と広告掲載料収益があります。成約手数料収益については、優良事業者に顧客を紹介し、事業者と顧客が成約した時に履行義務が充足されると判断し、成約時に収益を認識しております。

また、広告掲載料収益については、広告掲載期間にわたり履行義務が充足されると判断し、広告掲載期間にわたり収益を認識しております。

官民協働事業における広告掲載料収益については、マスターデータの制作・納品及び冊子の初回納品時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

少額短期保険業においては、保険料に係る収益は、原則として収納があり、保険契約上の責任が開始し、期間が経過しているものについて計上しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

### 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

|                            | 当連結会計年度     |
|----------------------------|-------------|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高)<br>売掛金 | 1,274,522千円 |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高)<br>売掛金 | 1,344,489   |
| 契約負債(期首残高)<br>前受金          | 122,534     |
| 契約負債(期末残高)<br>前受金          | 139,199     |

当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は122,534千円であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

## VI. 会計上の見積りに関する注記

### (1) のれんの評価

#### ①当連結会計年度末の連結計算書類に計上した金額

のれん 250,628千円

#### ②会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

のれんを含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合は、減損損失の認識の要否を判定し、判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。以上の方針に従い検討した結果、当連結会計年度において、当該のれんに減損の兆候はないと判断しております。のれんの減損の兆候の有無の判定においては、主のにれんが帰属する資産グループから生じる営業損益及び将来の事業計画を用いており、将来の事業計画には成長率及び損益率といった主要な仮定が用いられております。そのため、上記仮定に変化が生じた場合には、翌年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

VII. 連結貸借対照表に関する注記  
有形固定資産の減価償却累計額

228,477千円

VIII. 連結損益計算書に関する注記  
減損損失

| 用途    | 場所     | 種類     | 金額(千円) |
|-------|--------|--------|--------|
| 事業用資産 | 東京都中央区 | ソフトウェア | 289    |

当社グループは、原則として事業単位を基準とした管理会計上の区分及び投資の意思決定を基礎として、継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。ただし、将来の使用が見込まれていない資産や処分、廃止の意思決定をした資産については、個別にグルーピングを実施しております。

当社において、現在の事業環境を踏まえ、将来の収益見込み等を合理的に見積もり、回収可能性を慎重に検討した結果、事業用資産の一部を帳簿価額の回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、ゼロとして評価しておりません。

IX. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 41,194,972株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 一株

3. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 667,500株

4. 配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当

| 決議             | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株あたりの配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------|-------|-------|--------|-----------|----------------|----------------|
| 2025年<br>4月18日 | 普通株式  | 利益剰余金 | 741百万円 | 20.0円     | 2025年<br>1月31日 | 2025年<br>4月21日 |

当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年4月24日開催の第42期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

| 決議             | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株あたりの配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------|-------|-------|--------|-----------|----------------|----------------|
| 2026年<br>4月24日 | 普通株式  | 利益剰余金 | 823百万円 | 20.0円     | 2026年<br>1月31日 | 2026年<br>4月27日 |

## X. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは人員計画や設備投資計画に照らして、必要な資金を主に自己資本を基本としております。資金運用については安全性の高い銀行預金等に限定しており、投機目的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を確認することにより、リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、満期保有目的の債券であり市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

借入金は、主に一部の連結子会社による設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                                         | 連結貸借対照表計上額 | 時価      | 差額      |
|-----------------------------------------|------------|---------|---------|
| (1) 投資有価証券(流動資産の投資有価証券を含む)<br>満期保有目的の債券 | 325,842    | 297,679 | △28,163 |
| 資産計                                     | 325,842    | 297,679 | △28,163 |
| (2) 長期借入金<br>(1年以内返済長期借入金を含む)           | 54,214     | 54,214  | —       |
| 負債計                                     | 54,214     | 54,124  | —       |

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 363千円      |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、これらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分                                  | 時価   |         |      | 合計      |
|-------------------------------------|------|---------|------|---------|
|                                     | レベル1 | レベル2    | レベル3 |         |
| 投資有価証券（流動資産の投資有価証券を含む）<br>満期保有目的の債券 | －    | 297,679 | －    | 297,679 |
| 資産計                                 | －    | 297,679 | －    | 297,679 |
| 長期借入金<br>(1年以内返済長期借入金を含む)           | －    | 54,214  | －    | 54,214  |
| 負債計                                 | －    | 54,214  | －    | 54,214  |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明  
投資有価証券

国債及び地方債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している国債及び地方債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間にわたり、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

XI. 1 株当たり情報に関する注記

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 147円72銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 20円49銭  |

XII. 企業結合等に関する注記

(株式会社エイチームホールディングスとの吸収分割契約締結)

当社は、2025年4月10日開催の取締役会において、2025年6月2日を効力発生日として、株式会社エイチームホールディングスの連結子会社である株式会社エイチームライフデザイン(以下「エイチームライフデザイン」という)にかかるライフエンディングの総合サイト「ライフドット(Life.)」事業(以下「本事業」という)を会社分割(簡易吸収分割)の方法により当社へ承継すること(以下「本吸収分割」という)を決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。これに基づき、2025年6月2日に事業を承継いたしました。

1. 本吸収分割の目的

当社グループは、「私たちは、明るく前向きな社会を実現するため、人々が悔いのない人生を生きるためのお手伝いをします」というミッションを掲げ、高齢社会における終活のインフラストラクチャー構築を企業の存在意義とし、その実現に向けた経営ならびに事業運営につとめております。高齢社会の進展にともない生じる人びとのさまざまな課題を解決する情報やサービスならびにプラットフォームを提供することにより、高齢者やそのご家族が、より安心して暮らすことができ、安心できる暮らしのもとで消費や投資が活発におこなわれる社会基盤の構築を目指しております。

当社グループは、これまで「いい葬儀」「いいお墓」「いい仏壇」「いい相続」「いい介護」を中心に、消費者が安心して必要な事業者を選択できるプラットフォームと情報の提供を行ってまいりました。これらの主要プラットフォームに加

えまして、当社ミッションや事業計画にもとづいて、保険事業、不動産事業等の事業に参入を果たし、当社既存事業とシナジー効果を高め、有機的な統合を進めております。

一方で当社グループをとりまく経営環境は、人々のライフスタイルや価値観の多様化により急速に変容しています。これらの認識のもと、当社は、高品質のサービス提供から多様化する価値観に適合する高品質のサービスの適時提供が求められていると認識しております。

本吸収分割により、すぐれた情報システム関連技術を基盤とし、1人ひとりの要望に則した情報とプラットフォームを提供する本事業を承継することで、適切なサービスを最適なタイミングで提供する体制の強化をすすめるとともに、当社グループ全体でのシナジー効果向上を目指します。これにより、当社グループの事業ドメインの拡張ならびにビジネスモデル革新を実現し、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。

## 2. 本吸収分割の要旨

### (1) 本吸収分割の日程

本吸収分割は、会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、株主総会の承認の手続きを経ずにおこなうものとします。

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 本契約の締結に関する取締役会決議日 | 2025年4月10日 |
| 本契約の締結日           | 2025年4月10日 |
| 本吸収分割の効力発生日       | 2025年6月2日  |

### (2) 本吸収分割の方式

エイチームライフデザインを分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割方式となります。

### (3) 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割の対価として、当社はエイチームライフデザインに対し310,000千円の金銭を交付しました。

### (4) 連結計算書類に含まれる事業の業績期間

2025年6月2日から2026年1月31日

### (5) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い 該当事項はありません。

## XIII. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社による孫会社の吸収合併)

当社は、2025年12月11日開催の取締役会において、2026年2月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である株式会社エイジプラスが、同社の100%子会社(当社の孫会社)であるユウテル株式会社を吸収合併することを決議し、2026年2月1日付で吸収合併いたしました。

吸収合併の概要は、次のとおりであります。

### 1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(吸収合併存続会社)

|           |            |
|-----------|------------|
| 結合当事企業の名称 | 株式会社エイジプラス |
| 事業の内容     | 介護施設あっせん事業 |

(吸収合併消滅会社)

|           |            |
|-----------|------------|
| 結合当事企業の名称 | ユウテル株式会社   |
| 事業の内容     | 介護施設あっせん事業 |

(2) 企業結合日

2026年2月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社エイジプラスを存続会社、ユウテル株式会社を消滅会社とする吸収合併方式

(4) 結合後企業の名称

株式会社エイジプラス

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併の目的は、今後の高齢社会の進展に伴う社会課題に対応するため、株式会社エイジプラスに経営資源を集約し、業務を効率化することで、当社グループの介護事業において、オンライン・オフライン両方で「No.1紹介プラットフォーム」を構築することを目指すものであります。なお、存続会社の商号、所在地、代表者、資本金及び決算期についての変更はありません。

### 2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

# 貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位 千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>[資産の部]</b>   |                  | <b>[負債の部]</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,295,997</b> | <b>流動負債</b>     | <b>931,239</b>   |
| 現金及び預金          | 3,600,148        | 買掛金             | 519              |
| 売掛金             | 1,220,475        | 未払金             | 411,504          |
| 製品              | 1,868            | 未払消費税等          | 97,276           |
| 仕掛品             | 2,174            | 未払法人税等          | 265,308          |
| 前払費用            | 115,693          | 前受金             | 124,091          |
| 短期貸付金           | 320,000          | 預り金             | 32,539           |
| 1年内回収予定の長期貸付金   | 18,658           |                 |                  |
| 関係会社未収入金        | 27,974           |                 |                  |
| その他             | 6,087            | <b>固定負債</b>     | <b>46,488</b>    |
| 貸倒引当金           | △17,083          | 退職給付引当金         | 46,488           |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,118,456</b> | <b>負債合計</b>     | <b>977,727</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>180,164</b>   | <b>[純資産の部]</b>  |                  |
| 建物              | 145,334          | <b>株主資本</b>     | <b>6,245,820</b> |
| 工具器具備品          | 34,830           | 資本金             | 1,671,864        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,050,711</b> | 資本剰余金           | 1,440,937        |
| ソフトウェア          | 550,253          | 資本準備金           | 1,440,937        |
| ソフトウェア仮勘定       | 318,542          | 利益剰余金           | 3,133,017        |
| のれん             | 181,712          | 利益準備金           | 28,280           |
| その他             | 202              | その他利益剰余金        | 3,104,737        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>887,580</b>   | 繰越利益剰余金         | 3,104,737        |
| 投資有価証券          | 363              | <b>新株予約権</b>    | <b>190,905</b>   |
| 関係会社株式          | 361,160          |                 |                  |
| 長期前払費用          | 9,996            |                 |                  |
| 繰延税金資産          | 188,863          |                 |                  |
| 長期貸付金           | 157,908          |                 |                  |
| 敷金及び保証金         | 157,276          |                 |                  |
| 出資金             | 10,471           |                 |                  |
| その他             | 1,540            |                 |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>7,414,453</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>6,436,725</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>7,414,453</b> |

# 損益計算書

(2025年2月1日から  
2026年1月31日まで)

(単位 千円)

| 科 目          | 金 額     |           |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 6,258,910 |
| 売上原価         |         | 2,360,099 |
| 売上総利益        |         | 3,898,810 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 2,759,861 |
| 営業利益         |         | 1,138,948 |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 6,128   |           |
| その他          | 18,193  | 24,321    |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払手数料        | 4,150   |           |
| 為替差損         | 159     |           |
| その他          | 650     | 4,959     |
| 経常利益         |         | 1,158,310 |
| 特別利益         |         |           |
| 新株予約権戻入益     | 119     | 119       |
| 特別損失         |         |           |
| 固定資産除却損      | 8,912   |           |
| 出資金評価損       | 19,528  |           |
| 減損損失         | 289     |           |
| その他          | 801     | 29,531    |
| 税引前当期純利益     |         | 1,128,898 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 387,238 |           |
| 法人税等調整額      | △35,605 | 351,633   |
| 当期純利益        |         | 777,265   |

# 株主資本等変動計算書

(2025年2月1日から  
2026年1月31日まで)

(単位 千円)

|                     | 株主資本      |           |           |        |                     |           |            |           |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|--------|---------------------|-----------|------------|-----------|
|                     | 資本金       | 資本剰余金     |           | 利益剰余金  |                     |           | 自己株式       | 株主資本合計    |
|                     |           | 資本準備金     | 資本剰余金合計   | 利益準備金  | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計   |            |           |
| 当期首残高               | 1,058,029 | 1,018,029 | 1,018,029 | 28,280 | 3,068,981           | 3,097,261 | △1,336,087 | 3,837,233 |
| 当期変動額               |           |           |           |        |                     |           |            |           |
| 新株の発行(第三者割当増資)      | 613,835   | 422,908   | 422,908   |        |                     |           |            | 1,036,743 |
| 剰余金の配当              |           |           |           |        | △741,509            | △741,509  |            | △741,509  |
| 当期純利益               |           |           |           |        | 777,265             | 777,265   |            | 777,265   |
| 自己株式の処分             |           |           |           |        |                     |           | 1,336,087  | 1,336,087 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |           |        |                     |           |            | -         |
| 当期変動額合計             | 613,835   | 422,908   | 422,908   | -      | 35,755              | 35,755    | 1,336,087  | 2,408,586 |
| 当期末残高               | 1,671,864 | 1,440,937 | 1,440,937 | 28,280 | 3,104,737           | 3,133,017 | -          | 6,245,820 |

|                     | 新株予約権   | 純資産合計     |
|---------------------|---------|-----------|
| 当期首残高               | 786     | 3,838,020 |
| 当期変動額               |         |           |
| 新株の発行(第三者割当増資)      |         | 1,036,743 |
| 剰余金の配当              |         | △741,509  |
| 当期純利益               |         | 777,265   |
| 自己株式の処分             | -       | 1,336,087 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 190,118 | 190,118   |
| 当期変動額合計             | 190,118 | 2,598,705 |
| 当期末残高               | 190,905 | 6,436,725 |

(注) 本計算書類中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

① 子会社株式 …………… 移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外  
のもの …………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法  
により処理し、売却原価は移動平均法  
により算定）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品、仕掛品 …………… 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づ  
く簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …… 定率法。ただし1998年4月1日以降に取得した  
建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月  
1日以降に取得した建物附属設備については定  
額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～24年

工具器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産 …… 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについ  
ては、社内における利用可能期間（5年）に基づ  
いております。

(3) のれん …… 5年間の定額法により償却しております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債  
権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権  
等特定の債権については個別に回収可能性を検  
討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結注記表の「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

#### 5. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社は、2022年2月に当社の取締役及び従業員を対象として時価発行新株予約権信託制度を導入し、コタエル信託株式会社（以下、「コタエル信託」という）に新株予約権を割当てました。同年5月にアメーバ・オプション信託を設定し、同年6月に第一受益候補者を指定しました。

当社は、「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 2018年1月12日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 2005年12月27日）に準じて、会計処理を行っています。

#### 6. 会計上の見積に関する注記

（関係会社株式の評価）

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 361,160千円

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、計算書類の作成にあたり、市場価格のない関係会社株式については、実質価額と取得価額を比較し、株式の実質価額が著しく下落している場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減額する方針としております。

なお、当事業年度においては、実質価額が取得価額に比べ著しく下落した関係会社株式はなく、減損処理が必要な関係会社株式はないと判断いたしました。そのため、回復可能性の見積りは行っておりません。

今後、関係会社の事業環境等が変動することにより、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる変化が生じた場合、翌事業年度の計算書類の関係会社株式、関係会社株式評価損に影響を与える可能性があります。

## II. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

## III. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「貯蔵品」162千円は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

## IV. 追加情報に関する注記

（SOMPOホールディングス株式会社との資本業務提携契約の締結）

SOMPOホールディングス株式会社との資本業務提携契約の締結は、連結注記表「追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## V. 収益認識に関する注記

（顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## VI. 貸借対照表に関する注記

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                  | 182,721千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く） |           |
| 短期金銭債権                             | 339,870千円 |
| 長期金銭債権                             | 157,908千円 |
| 短期金銭債務                             | 2,118千円   |

## VII. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

関係会社との取引高は下記のとおりです。

#### 営業取引による取引高

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 売上高             | 30,924千円 |
| 売上原価            | 23,610千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 4,694千円  |

## VIII. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

|      |    |
|------|----|
| 普通株式 | 一株 |
|------|----|

## IX. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 未払事業税     | 18,854千円  |
| 資産除去債務    | 28,976 // |
| 有価証券評価損   | 4,198 //  |
| 関係会社株式評価損 | 14,838 // |
| 出資金評価損    | 6,155 //  |
| 貸倒引当金     | 5,230 //  |
| 退職給付引当金   | 14,653 // |
| のれん       | 82,725 // |
| その他       | 13,231 // |
| 繰延税金資産小計  | 188,863千円 |
| 繰延税金資産合計  | 188,863千円 |

## X. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

| 種類  | 会社等の名称                 | 所在地        | 資本金<br>又は出<br>資金(千<br>円) | 事業の<br>内容又<br>は職業      | 議決権<br>等の所<br>有(被所<br>有)割合 | 関連当事者<br>との関係           | 取引の<br>内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目                        | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------------------|------------|--------------------------|------------------------|----------------------------|-------------------------|-----------|--------------|---------------------------|--------------|
| 子会社 | ㈱エイジプ<br>ラス            | 東京都<br>中央区 | 50,000                   | 介護施<br>設あっ<br>せん事<br>業 | 100.0%                     | 資金の貸付<br>人員の出向<br>役員の兼任 | 資金の<br>貸付 | —            | 短期貸付<br>金                 | 320,000      |
| 子会社 | ㈱ハウスボ<br>ートクラブ         | 東京都<br>江東区 | 20,200                   | 海 洋 散<br>骨事業           | 50.2%                      | 資金の貸付<br>人員の出向<br>役員の兼任 | 資金の<br>貸付 | —            | 1年内回<br>収予定の<br>長期貸付<br>金 | 13,963       |
|     |                        |            |                          |                        |                            |                         |           |              | 長期貸付<br>金                 | 115,308      |
| 子会社 | ㈱鎌倉新書<br>ライフパー<br>トナース | 東京都<br>中央区 | 25,000                   | 保 険 代<br>理店業           | 100.0%                     | 資金の貸付<br>人員の出向<br>役員の兼任 | 資金の<br>貸付 | 50,000       | 1年内回<br>収予定の<br>長期貸付<br>金 | 4,695        |
|     |                        |            |                          |                        |                            |                         |           |              | 長期貸付<br>金                 | 42,599       |

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## XI. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 151円62銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 20円82銭  |

## XII. 企業結合等に関する注記

(株式会社エイチームホールディングスとの吸収分割契約締結)

当社は、2025年4月10日開催の取締役会において、2025年6月2日を効力発生日として、株式会社エイチームホールディングスの連結子会社である株式会社エイチームライフデザイン(以下「エイチームライフデザイン」という)にかかるライフエンディングの総合サイト「ライフドット(Life.)」事業(以下「本事業」という)を会社分割(簡易吸収分割)の方法により当社へ承継すること(以下「本吸収分割」という)を決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。これに基づき、2025年6月2日に事業を承継いたしました。

## 1. 本吸収分割の目的

当社グループは、「私たちは、明るく前向きな社会を実現するため、人々が悔いのない人生を生きるためのお手伝いをします」というミッションを掲げ、高齢社会における終活のインフラストラクチャー構築を企業の存在意義とし、その実現に向けた経営ならびに事業運営につとめております。高齢社会の進展にともない生じる人びとのさまざまな課題を解決する情報やサービスならびにプラットフォームを提供することにより、高齢者やそのご家族が、より安心して暮らすことができ、安心できる暮らしのもとで消費や投資が活発におこなわれる社会基盤の構築を目指しております。

当社グループは、これまで「いい葬儀」「いいお墓」「いい仏壇」「いい相続」「いい介護」を中心に、消費者が安心して必要な事業者を選択できるプラットフォームと情報の提供を行ってまいりました。これらの主要プラットフォームに加えまして、当社ミッションや事業計画にもとづいて、保険事業、不動産事業等の事業に参入を果たし、当社既存事業とシナジー効果を高め、有機的な統合を進めております。

一方で当社グループをとりまく経営環境は、人々のライフスタイルや価値観の多様化により急速に変容しています。これらの認識のもと、当社は、高品質のサービス提供から多様化する価値観に適合する高品質のサービスの適時提供が求められていると認識しております。

本吸収分割により、すぐれた情報システム関連技術を基盤とし、1人ひとりの要望に則した情報とプラットフォームを提供する本事業を承継することで、適切なサービスを最適なタイミングで提供する体制の強化をすすめるとともに、当社グループ全体でのシナジー効果向上を目指します。これにより、当社グループの事業ドメインの拡張ならびにビジネスモデル革新を実現し、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。

## 2. 本吸収分割の要旨

### (1) 本吸収分割の日程

本吸収分割は、会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、株主総会の承認の手続きを経ずにおこなうものとします。

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 本契約の締結に関する取締役会決議日 | 2025年4月10日 |
| 本契約の締結日           | 2025年4月10日 |
| 本吸収分割の効力発生日       | 2025年6月2日  |

(2) 本吸収分割の方式

エイチームライフデザインを分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割方式となります。

(3) 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割の対価として、当社はエイチームライフデザインに対し310,000千円の金銭を交付しました。

(4) 計算書類に含まれる事業の業績期間

2025年6月2日から2026年1月31日

(5) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

XIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年3月19日

株式会社 鎌倉新書  
取締役会 御中

なぎさ有限責任監査法人

大阪府 大阪市

指定有限責任社員 公認会計士 山根 武夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 真鍋 慎一  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鎌倉新書の2025年2月1日から2026年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鎌倉新書及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年3月19日

株式会社 鎌倉新書  
取締役会 御中

なぎさ有限責任監査法人

大阪府大阪市

指定有限責任社員 公認会計士 山根 武夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 真鍋 慎一  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鎌倉新書の2025年2月1日から2026年1月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監査報告書

当監査等委員会は、2025年2月1日から2026年1月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、会社の取締役及び使用人を通じて子会社の事業報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人なぎさ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人なぎさ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月19日

株式会社鎌倉新書 監査等委員会

監査等委員 新 森 公 夫 ㊟

監査等委員 河 合 順 子 ㊟

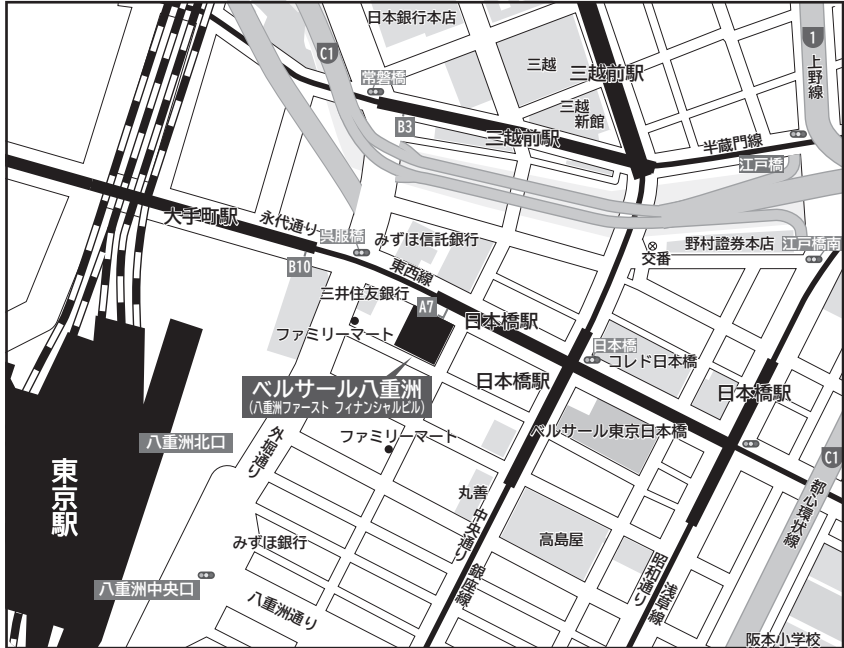
監査等委員 下 村 朱 美 ㊟

(注) 監査等委員新森公夫氏、同河合順子氏及び同下村朱美氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル2F  
ベルサール八重洲 A+B+Cルーム



### <交通のご案内>

- JR線  
東京駅八重洲北口 徒歩4分
- 地下鉄  
丸ノ内線・東西線・千代田線・半蔵門線・三田線 大手町駅B10出口 徒歩2分  
東西線・銀座線・浅草線 日本橋駅A7出口直結  
半蔵門線・銀座線 三越前駅B3出口 徒歩4分

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。